



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

32	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
33	指定自立支援医療機関の指定の辞退	(").....	2
34	指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
35	指定自立支援医療機関の変更	(").....	2
36	紀の川用水土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	2
37	保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	3
38	保安林の指定施業要件の変更	(").....	3
39	〃	(").....	3
40	〃	(").....	4
41	〃	(").....	4
42	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

○ 公告

	軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	5
--	-------------	------------	---

○ 監査公表

	監査公表第1号	5
--	---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000233	訪問介護ステーション千樹木	橋本市市脇1-1-6 JA橋本支店ビル5号室	重度訪問介護	特定なし	有限会社レッツ	伊都郡かつらぎ町大字三谷1381番地	令和4.1.1
3011701012	桃源郷ユニバーサルデザイン案内所	紀の川市貴志川町西山1482	就労継続支援B型	身体障害者（肢体不自由者及び視覚障害者、聴覚・言語障害者に限る。） 知的障害者 精神障害者	特定非営利活動法人三敬福祉会	紀の川市桃山町市場186	令和4.1.1
3011800533	キャンパス	岩出市西野181-2	就労継続支援A型	特定なし	株式会社キャンパス	岩出市西野181-2	令和4.1.1

和歌山県告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
津田小児科	和歌山市六十谷374-1	津田紀彦	令和 3.12.31

和歌山県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
銀明堂薬局川辺店	和歌山市川辺182	島修三	令和 4.1.1
調剤薬局ツルハドラッグ粉河 店	紀の川市粉河941番地1	吉村千寿	令和 4.1.1
株式会社DREAM・COMPANY	岩出市野上野284-5	訪問看護ステーションFOR優	令和 4.1.1

和歌山県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
株式会社SORUKKA	有田郡有田川町下津野 850-1	医療機関の 所在地	有田郡有田川町天満1 71-1	有田郡有田川町下津野 850-1	令和 3.3.1
ティエム薬局川 辺店	日高郡日高川町土生16 0-4の内	医療機関の 名称	ティ・エム薬局	ティエム薬局川辺店	令和 3.9.1
大谷薬局	橋本市古佐田一丁目3 番17号	医療機関の 所在地	橋本市古佐田一丁目4 番55号	橋本市古佐田一丁目3 番17号	令和 3.11.1

和歌山県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年1月14日

退任した役員（令和3年10月1日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 榎坂妃佐子 紀の川市江川中134番地5

和歌山県告示第37号

令和3年和歌山県告示第1255号（以下「告示第1255号」という。）で告示した保安林の指定の解除に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

井谷儀太郎

2 解除に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由

告示第1255号のとおり

和歌山県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3583	西牟婁郡上富田町岩田字井之谷206番5の一部、207番1の一部、207番4の一部	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 杉若貴之	令和 3.12.27	4.87 ~ 6.00	67.97

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和3年12月16日以降無効とする。

令和4年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 間	交付した県税事務所	紛 失 年 月 日
20リットル券	船舶	和歌山県 1679568	1枚	令和3年9月1日から 令和4年2月28日まで	和歌山県税事務所	令和3年12月16日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

令和3年9月1日付け監査報告第5号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月14日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和3年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 雑費（手数料）の支出において、履行確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 支出事務における履行確認及び審査の徹底を関係職員に周知した。